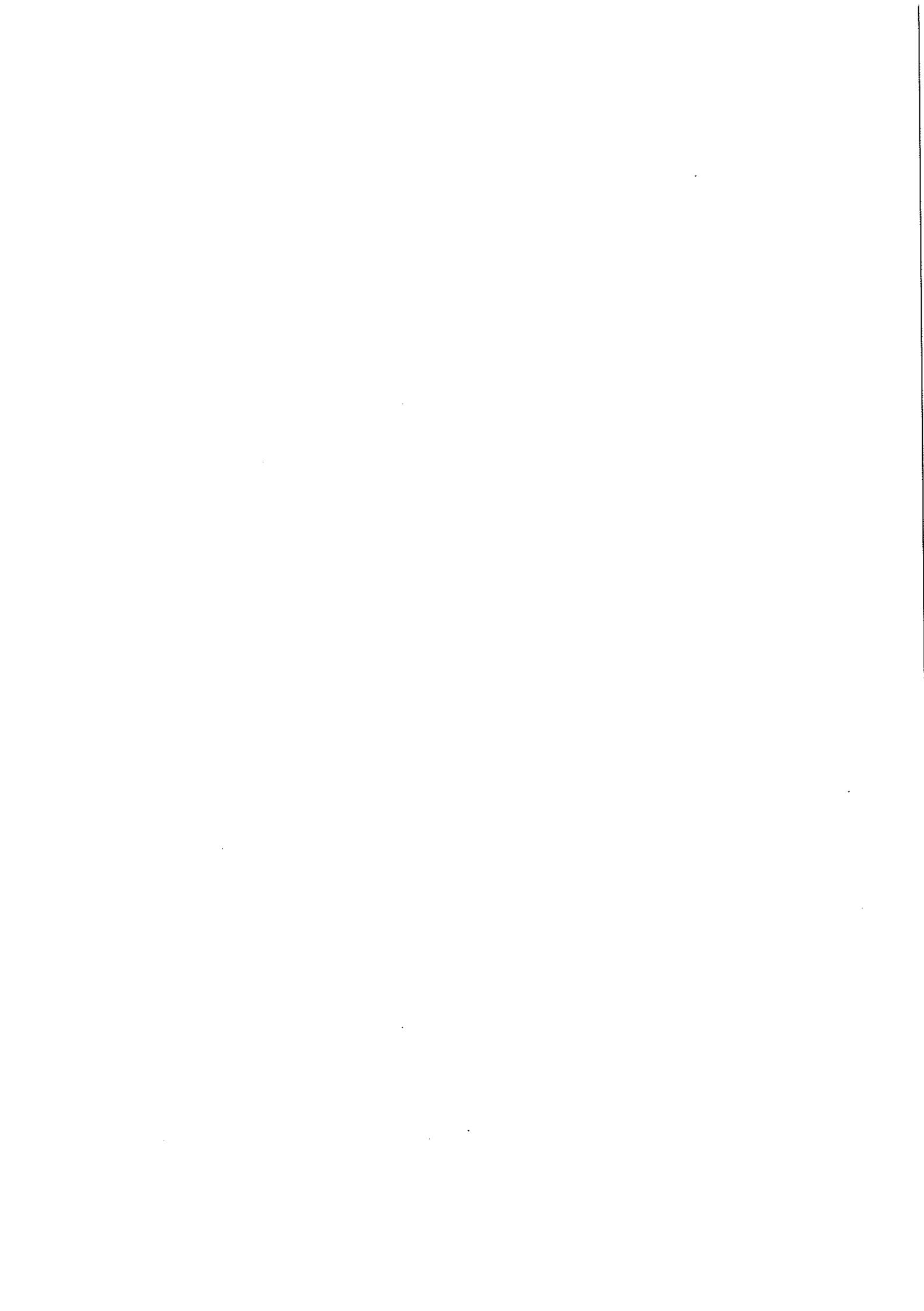


定 款

特定非営利活動法人

ゆうあんどあい



特定非営利活動法人 ゆう あんどあい 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ゆう あんどあいという。

(事務所)

第2条この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民の参加と協力を得て、団った時はお互い様の精神の元に、高齢者や障害者、困難を抱えた若年層や家庭等に対して、地域福祉に関する事業を行い、高齢者が在宅で安心して暮らせる地域作り、ネットワーク作りを目指し、一般市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 在宅福祉サービスに関する事業
- ② 介護保険制度に関する事業
- ③ 障害福祉サービスに関する事業
- ④ ホームヘルプサービス派遣事業
- ⑤ ホームヘルプサービス派遣契約事業
- ⑥ 通所介護等の事業
- ⑦ 研修啓発の事業
- ⑧ 地域福祉の推進と指導・研究に係わる事業
- ⑨ 地域ネットワーク作りに係わる事業
- ⑩ その他、この法人の目的を達成するため必要な事業

(2) 収益事業

- ① ホームヘルパー養成事業
- ② 出版事業
- ③ 書籍販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号の掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(会員の資格)

第6条 この法人の目的に賛同し、所定の入会金及び会費等を納入し、かつ、第8条第1項及び第2項の条件を満たす者は、誰でも会員になることができる。

2 会員は、申し出により、いつでも退会することができる。

(種別)

第7条 この法人の会員は、次の3種とし、利用会員及び協力会員をもって正会員とし、特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 利用会員：この法人の目的に賛同し、サービスを必要とする個人又は団体。
- (2) 協力会員：この法人の目的に賛同し、第5条の事業に協力するために入会した個人又は団体。
- (3) 賛助会員：この法人の目的に賛同し、その事業に賛助するために入会した個人又は団体。

(入会)

第8条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 利用会員：日常生活を営むのに支障がある者。
 - (2) 協力会員：心身ともに健全で、社会福祉及びこの法人の活動に理解と熱意を有し、この活動に労力を提供する者。
- 2 正会員以外の会員は、事業を理解し支援する者でなければならない。
- 3 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、その者が前二項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、その者の入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、前項の者の入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 5 会員と認めた者には、別に定める会員証を発行するものとする。

(入会金及び会費等)

第9条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 正会員以外の会員は、総会において別に定める賛助金を納入しなければならない。
- 3 年度途中の正会員の入会者の会費は、総会において別に定める。

(会員の資格の喪失)

第10条 正会員が次の各号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。又は、団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

2 正会員以外の会員が次の各号の に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は団体が消滅したとき
- (3) 繼続して2年以上贊助金を滞納したとき
- (4) 除名されたとき。

3 資格を喪失した場合は、統納入の会費等の返還は、請求できないものとする。

(退会)

第11条 正会員は、所定の退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 正会員以外の会員は、所定の退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(搬出金品の不返還)

第13条 銃納の入会金、会費及びその他の搬出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別および定数)

第14条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上14名以内
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2名以内を副理事長とする。

(選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において選任とする。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 全号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第四条 役員が次の各号のに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2号に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第21条 この法人に、事務局長その他の織員を置く。

2 職員は、理事長が任命する。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって返還する短期借入金を除く。第51条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第四条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定よってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 現事会

(構成)

第32条 理事会は、理事を持って構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の目的、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも理事会の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事の総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害弱係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産自録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで全事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費をもうけることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならぬ。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときには、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次の掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の半数以上の議決を経て選定された特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

（合併）

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第56条 この法人の公告は、官報に掲載する。

第10章 雜則

（細則）

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	渡邊	祥子
副理事長	今野	信子
理事	渡辺	悦子
同	若狭	利子
同	川村	珠子
同	五十嵐	信子
同	武者	牧子
同	加川	弘
同	諸橋	悟
監事	小野瀬	裕義
同	藤田	陽子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成12年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、設立の日から平成12年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の正会員の入会金及び会費は、第9条の規定に

かかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | |
|-----|-----|---------|
| (1) | 入会金 | 2, 000円 |
| (2) | 年会費 | 3, 000円 |

2 正会員以外の会員の設立当初の賛助金は、第9条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | |
|-----|--------|-------------------|
| (1) | 団体賛助会員 | : 賛助金 1口 10, 000円 |
| (2) | 個人賛助会員 | : 賛助金 1口 2, 000円 |

附則

この定款は、宮城県知事の認証のあった日から施行する。

(平成 11 年 3 月 26 日)

この定款は、宮城県知事の認証のあった日から施行する。

(平成 16 年 6 月 2 日)

この定款は、宮城県知事の認証のあった日から施行する。

(平成 22 年 8 月 11 日)

この定款は、宮城県知事の認証があった日から施行する。

(平成 23 年 9 月 13 日)

この定款は、仙台市長に届け出受理された日から施行する。

(平成 25 年 2 月 18 日)